

熊本県知事選挙 投票日 3月22日(日)



3月22日(日)は、任期満了に伴う熊本県知事選挙の投票日です。県政を託す、私たちの代表を決める大切な選挙です。未来を築く貴重な一票を投票しましょう。

●問い合わせ 町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎096(293)3111

●投票時間 午前7時～午後7時

※大津町では投票時間を繰り上げています。ご注意ください。

●投票方法 記号式(投票用紙に印刷された候補者氏名にスタンプで○をつけてください)

●投票所 県知事選挙の前に届く入場券(ハガキ)でご確認ください。

投票区	投票所	行政区	投票区	投票所	行政区
第1投票区	内牧地区集会所	内牧	第9投票区	美咲野小学校体育館	美咲野1丁目～4丁目
第2投票区	大津東小学校体育館	外牧、錦野、瀬田、大林	第10投票区	高尾野公民館	高尾野、新小屋
第3投票区	岩坂公民館	岩坂	第11投票区	大津北小学校体育館	下猿渡、御所原、多々良、馬場、宮本、仮宿、米山
第4投票区	森公民館	鳥子川、吹田、森	第12投票区	野外活動等研修センター	古城、真木
第5投票区	大津南小学校体育館	上陣内、中陣内、下陣内、鍛冶、町、下町、中島、灰塚	第13投票区	矢護川コミュニティセンター	御願所、上中、下中、片俣、護東
第6投票区	生涯学習センター(中央公民館)	立石、上鶴、上鶴南、中学通り、引水、引水東	第14投票区	護川小学校体育館	上猿渡、小林、今村、杉下、杉上、上の原
第7投票区	町民交流施設(オークスプラザ)	駅通・室東、室西の一部、新、後迫、上大津、西嶽、水源町・西窪、松古閑・塘町、中央	第15投票区	人権啓発福祉センター	源場、つつじ台、桜丘
第8投票区	室小学校体育館	桑善、日吉が丘、室北、室西、北出口、あけぼの	第16投票区	大津東区コミュニティセンター	大津東

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、**期日前投票・不在者投票**ができます。

期日前投票所

- 期間 3月6日(金)～3月21日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 町民交流施設(オークスプラザ) 1階研修室 ※役場仮庁舎南側建物

イオン大津店で期日前投票ができます



- 期間 3月15日(日)～17日(火) (3日間のみ)
- 時間 午前9時～午後7時
※16日(月)は午前11時～午後7時
- 場所 イオン大津店 1階ふれあい広場

期日前投票・不在者投票ができる人

1. 投票日に仕事や旅行、地域行事などで投票所に行けない人
→期日前投票ができます。
2. 仕事などで選挙期間中に町外に滞在している人で、期日前投票にも行けない人
→滞在先の市区町村で不在者投票ができます。
3. 病院に入院中や施設に入所中の人
→入院先や入所先などが指定病院(施設)の場合は、こちらで不在者投票ができます。
4. 障害などがあり、投票所に行けない人
→身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の障害のある人、または介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人は、郵便などによる不在者投票ができます。
※2～4は手続きが必要です。期間に余裕を持ってお問い合わせください。

期日前投票期間(毎日)と投票日当日の投票状況を町ホームページに掲載しますのでご覧ください。

住民の皆さまへ

お詫び 行政事務取り扱いでの不適切な事務について

このたび、町の事務において、不適切な事務処理が2事案発生しました。関係者の皆さまには、多大なる御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。今回の件を受け、さらなる綱紀粛正の徹底を図り、再発防止と町政の信頼回復に努めてまいります。

大津町長 家入 勲

重度心身障がい者医療費助成およびひとり親家庭等医療費助成の過払い

重度の障がい者およびひとり親家庭などの対象者が各種健康保険による医療を受け、一部自己負担が発生する場合に組合管掌健康保険などからの付加給付があると予想される人に対して、その金額を控除せずに助成していたことが判明しました。

重度心身障がい者医療費助成と、ひとり親家庭等医療費助成などの対象者で付加給付が支給された人は過払いの可能性があります。関係する皆さまへお詫びするとともに、個別に相談を行い、過払い分の返還請求手続きを進めます。

●問い合わせ 福祉課 ☎096(293)3510

下水道使用料の消費税徴収の誤り

平成26年3月議会において、下水道使用料に消費税相当額を加えた額が、10円未満に端数を生じる場合、それまでの「四捨五入」から「切り捨てる」こととする条例改正をしておりました。

しかし、下水道使用料徴収の受託者に対し、条例改正に関する通知を行っていませんでした。そのため、四捨五入のまま誤った徴収をしていることが判明しました。現在、誤って徴収しております消費税額の把握を行っており、準備ができ次第、関係する皆さまへ返金の手続きを進めさせていただく予定としております。なお、返金額は返金対象者一人あたり680円から10円になる見込みです。

2月検診時の「水道使用料のお知らせ」に記載されています下水道使用料金と請求金額は異なる場合があります。

●問い合わせ 下水道課 管理係 ☎096(293)5679